

平成31年定例会

戦略企画雇用経済常任委員会

説明資料

◎ 所管事項説明

- (1) 「平成30年度『第二次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における事務
事業等の見直しについて 1
- (2) 雇用対策の推進について 5
- (3) 中小企業・小規模企業の振興について 17
- (4) 企業投資促進制度の改正について 25
- (5) 観光振興について 28
- (6) 各種審議会等の審議状況の報告について 34

◎ 報告事項

- (1) 首都圏営業拠点「三重テラス」について 36

平成31年3月5日

雇用経済部

◎所管事項説明

(1)「平成30年度『第二次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における事務事業等の見直しについて

①集中取組期間における事務事業の見直し一覧【雇用経済部関係分】

○この一覧表は、平成29年6月に策定しました「三重県財政の健全化に向けた集中取組」8頁に記載の「事務事業の見直し」について、個々の見直しの方向性を整理したものです。

○表ごとの分類の考え方は以下のとおりです。

- ・「(1)平成29年度の見直し」、「(2)平成30年度の見直し」、「(3)平成31年度の見直し」は、それぞれの見直し年度の当初予算において見直したのもの
- ・「(4)平成29年度から平成31年度における見直し」は、平成29年度から平成31年度当初予算にかけて段階的に見直しを行ったもの
- ・「(5)2020年度以降の見直し」は2020年度以降の当初予算において見直す(予定)のもの

○2020年度以降の見直しについては、現時点の予定であり、2020年度予算編成以降の議論により、事業の追加も含め、変更される場合があります。

○平成31年度以降の見直しについては、平成30年度組織改正後の所管部局名称で記載しています。

(1)平成29年度の見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ()内は細々事業名	見直しの内容(方向性)	平成28年度 予算額	平成29年度 予算額	平成30年度 予算額	平成31年度 予算額	差額 (H29-H28)	所管部 局名
16	県内中小企業海外展開促進事業費	中小企業の海外展開を支援する体制は、「新輸出大国コンソーシアム」の創設など、ジェトロ(独立行政法人日本貿易振興機構)を中心に年々強化されてきていることから、現在の海外ビジネスサポートデスクの業務委託での実施は、平成28年度をもって廃止し、ジェトロや金融機関等の支援機関との連携を活用した三重県国際展開支援窓口で運営していく。	20,130	8,525			▲ 11,605	雇用経済部
17	三重県産品輸出ステップアップ支援事業費	沖繩国際物流ハブを活用した三重県産品輸出促進事業(平成27年度2月補正)で行っていた輸送費助成制度については、平成28年度をもって一旦休止し、見本市への出展支援や商品改良等の商談フォローアップ支援に取り組む。	22,273	5,687			▲ 16,586	雇用経済部
18	経営向上ステップアップ促進事業費	地域インストラクター5名が行っていた経営向上計画の作成支援等については、平成29年度からは商工団体の経営指導員等が中心となって行うこととする。 また、経営革新計画及び経営向上計画の作成支援、フォローアップ等の一連実施のため、経営革新支援事業費と経営向上支援事業費(平成27年度2月補正)を統合する。	34,964	22,727			▲ 12,237	雇用経済部

(2)平成30年度の見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ()内は細々事業名	見直しの内容(方向性)	平成28年度 予算額	平成29年度 予算額	平成30年度 予算額	平成31年度 予算額	差額 (H30-H28)	所管部 局名
10	ワーク・ライフ・バランス推進サポート事業費	県内で自発的に取組が進む働き方改革を地域全体に拡散させるため、取組の「第2ステージ」として、労働力不足が深刻な業種等を対象に、働き方改革を促進していくことから、事業を廃止する。	3,964	5,395	0		▲ 3,964	雇用経済部
11	"ひとをよびこむ"三重版子どもしごと体験事業費	多くの人が本県の魅力を感じ、交流人口の増加を目指す子どもたちの参加型しごと体験事業を地域に定着、発展させるため、平成27年度から県内8箇所で開催した(うち1箇所(亀山市)は共催で開催)。地域における事業の実施体制が整ってきたことから、今後は参加型しごと体験事業の開催を予定する市町、商工団体等に対して、実施にあたっての助言等の支援を行う。	15,711	11,064	0		▲ 15,711	雇用経済部

(3)平成31年度の見直し【該当なし】

(4)平成29年度から平成31年度における見直し【該当なし】

(5)2020年度以降の見直し【該当なし】

②集中取組期間における県単独補助金の見直し一覧【雇用経済部関係分】

○この一覧表は、平成29年6月に策定しました「三重県財政の健全化に向けた集中取組」10頁に記載の「県単独補助金の見直し」について、個々の見直しの方向性を整理したものです。

○表ごとの分類の考え方は以下のとおりです。

- ・「(1)平成29年度の見直し」、「(2)平成30年度の見直し」、「(3)平成31年度の見直し」は、それぞれの見直し年度の当初予算において見直したのもの
- ・「(4)平成29年度から平成31年度における見直し」は、平成29年度から平成31年度当初予算にかけて段階的に見直しを行ったもの
- ・「(5)2020年度以降の見直し」は2020年度の当初予算において見直す(予定)のもの

○2020年度以降の見直しについては、現時点の予定であり、2020年度予算編成以降の議論により、事業の追加も含め、変更される場合があります。

○平成31年度以降の見直しについては、平成30年度組織改正後の所管部局名称で記載しています。

(1)平成29年度の見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ()内は細々事業名	見直しの内容(方向性)	平成28年度 予算額	平成29年度 予算額	平成30年度 予算額	平成31年度 予算額	差額 (H29-H28)	所管部 局名
15	海外来県代表団 交流事業補助金	民間での国際交流が進んできたため、平成28年度をもって廃止する。	200	0			▲ 200	雇用経済部
16	新エネルギー等 まちづくり促進事 業費補助金	新エネルギー等を活用したまちづくりや地域づくりが進んできたため、平成28年度をもって廃止する。	6,000	0			▲ 6,000	雇用経済部
17	新エネルギー地 域貢献施設支援 事業費補助金	新エネルギーの導入が進んできたことや、事業者自らの取組が進んできたため、平成28年度をもって廃止する。	7,000	0			▲ 7,000	雇用経済部
18	メイド・イン・三重 ものづくり推進事 業費補助金	県内中小企業の技術開発等に関して、シーズの把握から共同研究に至るまで、一貫して県内ものづくり企業の支援を行うことをめざし、支援内容については、財政的支援から工業研究所による技術的支援とするため、平成28年度をもって廃止する。	19,467	0			▲ 19,467	雇用経済部
19	中小企業連携体 高度化支援事業 補助金	個々の優れた技術を有する県内ものづくり企業等に対して、技術開発から、販路開拓、新規分野進出までの支援を行うことをめざし、支援内容については、財政的支援から工業研究所による試作開発に係る技術支援や、大学、支援機関及び企業間の連携も視野に入れた組織的な支援とするため、平成28年度をもって廃止する。	500	0			▲ 500	雇用経済部
20	三重県休廃止鉱 山鉱害防止事業 費補助金	休廃止鉱山所在市町村が要する鉱害対策事業に係る経費は、特別地方交付税の交付対象であることから、市が特別地方交付税を財源として負担し、県の補助金は平成28年度をもって休止する。	8,393	0			▲ 8,393	雇用経済部
21	中小企業等知的 財産戦略的活用 支援事業費補助 金	中小企業等知的財産戦略的活用支援事業費補助金のうち、国内の特許出願に対する補助については、国内特許出願の環境が整ってきたこと等により、平成28年度をもって廃止する。	950	200			▲ 750	雇用経済部
22	商店街等活性化 支援事業費補助 金	商店街が抱える課題は地域に応じて多岐にわたっており、ニーズに応じた専門的な助言が必要となっていることから、これらの課題に対して適切にアドバイスを行うとともに、国の制度等の情報提供や専門家等の派遣による課題解決に重点を置いた支援を行うこととし、平成28年度をもって廃止する。	1,000	0			▲ 1,000	雇用経済部

(2)平成30年度の見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ()内は細々事業名	見直しの内容(方向性)	平成28年度 予算額	平成29年度 予算額	平成30年度 予算額	平成31年度 予算額	差額 (H30-H28)	所管部 局名
6	産業フェア開催事業費負担金	平成15年度から開催してきた県内最大級の総合見本市に対する負担金は、中小企業の販路開拓支援が充実してきたことから、平成29年度をもって廃止する。	5,500	5,500	0		▲ 5,500	雇用経済部
7	姉妹友好交流推進団体補助金	民間での国際交流が進んできたため、平成29年度をもって廃止する。	1,000	200	0		▲ 1,000	雇用経済部

(3)平成31年度の見直し【該当なし】

(4)平成29年度から平成31年度における見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ()内は細々事業名	見直しの内容(方向性)	平成28年度 予算額	平成29年度 予算額	平成30年度 予算額	平成31年度 予算額	差額 (H31-H28)	所管部 局名
2	商店街振興組合支援事業費補助金	平成12年度から継続して商店街振興組合連合会の行う事業に対して補助を行ってきたが、組合の自立運営に向けて補助金の在り方を見直し、平成29年度から段階的に減額のうち、平成30年度をもって廃止する。	1,565	1,252	1,018	0	▲ 1,565	雇用経済部

(5)2020年度以降の見直し【該当なし】

③集中取組期間における県有施設の見直し一覧【雇用経済部関係分】

- この一覧表は、平成29年6月に策定しました「三重県財政の健全化に向けた集中取組」13頁に記載の「県有施設の見直し」について、個別施設の見直しの方向性や調整経過等を整理したものです。
- 今回の見直しは、廃止や統合を含めたあり方検討による維持管理費の抑制と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の両面で見直しに取り組むとともに、あわせて、施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保にも取り組んでいます。
- 平成30年2月19日全員協議会以降の経過として、見直しの方向性を定めた施設については、見直しの実施に向けて、庁内での検討や関係団体との調整を進め、今後見直しの方向性を定めるとした施設については、引き続き検討を重ねました。また、新たに見直しが必要な施設がないかどうかについても、あわせて検証を行いました。

No	施設名	見直しの方向性	平成30年2月19日全員協議会以降の調整経過、課題、今後の予定など	所管部署名
18	(鈴鹿山麓リサーチパーク関係施設) 鈴鹿山麓研究学園都市センター ＜直営＞	平成30年度中に休館 (リサーチパークの利活用の動向を踏まえて、平成31年度末までに再度方向性を検討) 当該施設は、科学技術の振興及び県内産業の高度化を図る目的で平成10年に建設されたものであり、現在は企業向けに会議室等の貸出しを行っている。 施設の稼働率が低迷していること、維持管理に多額の費用を要していること、大規模改修時期が差し迫っていることなどから、四日市市等関係機関と調整のうえ、休館の方向で検討を進める。 なお、休館後は鈴鹿山麓リサーチパークの方向性を踏まえて、再度、見直しの方向性を定める必要がある。	【経過】 ・H29.12～ センター内入居業者(レストラン)へ休館の説明 ・H30.1 四日市市へ休館の説明 ・H30.3 地元自治会役員へ休館の説明 ・H30.3～ 四日市市と休館後の土地の賃借について協議 ・H30.10 センターの2階施設の貸館停止 ・H30.12～ センターの1階施設の貸館停止(全館停止)、休館対応準備 (入居業者は引き続き、営業) 【今後の予定】 ・H31.4～ 休館	雇用経済部

(2) 雇用対策の推進について

1. 働き方改革の推進について

(1) 今年度の取組実績

①キックオフセミナー

平成30年度から企業が働き方改革に自走的に取り組む第2ステージと位置づけ、そのスタートとして、また、働き方改革の気運醸成のため、キックオフセミナーを開催し、企業経営者等に対して働き方改革に取り組む重要性について啓発を図りました。

○開催日時：平成30年6月19日 13時30分から16時（津市内）

○参加者数：168人（県内企業ほか）

○講師：サイボウズ株式会社 代表取締役社長 青野 慶久氏

○テーマ：「サイボウズ式 働き方改革」

②働き方改革アドバイザー派遣

働き方改革に意欲的に取り組もうとする中小企業(13社)に、働き方改革アドバイザーを派遣し、生産性の向上や労働環境改善などの課題解決を図りました。

また、平成30年11月に働き方改革取組中間成果共有会を開催し、アドバイザー派遣を受けた企業の経営者やキーパーソンが、課題や進捗状況の共有を行いました。

③働き方改革・業界向けセミナー

労働力不足が深刻な業種（情報サービス・メディア業、運輸業、製造業）を対象としたセミナーを開催し、働き方改革に対する理解を深め、課題の共有を図るとともに、働き方改革に取り組む仲間づくりを進めました。

○情報サービス・メディア業向けセミナー（8月10日） 参加者数：26人

○運輸業向けセミナー（8月10日） 参加者数：46人

○製造業向けセミナー（8月20日） 参加者数：23人

④みえの働き方シンポジウム

働き方改革の取組をより効果的に啓発するため、イクボスの取組と共同して取組成果の発表を行うほか、パネルディスカッションを実施し、県内企業に対して、働き方改革の水平展開を図りました。

発表企業からは、上司と部下の間や社員同士の関係の質を高めることを意識した取組を進めた結果、コミュニケーションが活発となった事例や、ICTを利用した情報や進捗状況の見える化により改善された事例等が報告されました。

○開催日時：平成31年2月4日 13時から15時（津市内）

○参加者数：190人（県内企業ほか）

○具体的な発表内容

・「カエル会議」（職場で働き方改革を推進するための課題の共有や改善策を話し合う会議）の実施や日報のデータ化により、情報の共有化が図られた。業務を重要性、緊急性により仕分けし、生産性の高まる業務に取り組むことができた。（製造業）

・ICTの導入により、情報や進捗状況の見える化を図るとともに、職場風土を変える制度改革を行い、残業時間の削減、売上アップ、子育て中スタッフの時短勤務を実施することができた。（広告制作業）

・集配条件の変更や遠隔地への自社集配を見直すことで、高齢化した従業員の負担を軽減。また、在庫管理を行うことで、会社と顧客の過剰在庫を削減し、作業日数と残業時間が減少し、有給休暇取得につながった。（洗濯業）

⑤みえの働き方改革推進企業の登録・表彰

休暇の取得促進や残業時間の削減に向けた取組、育児・介護をしながら働き続けられる職場環境づくりなどを積極的に推進する企業等を「みえの働き方改革推進企業」として登録・表彰を実施しました。

○登録企業数：44社（平成30年度）

○表彰企業：4社（平成30年度）

《ベストプラクティス賞》

- ・国立大学法人三重大学（教育・学習支援業）

男女共同参画やイクボスにおいて、内部研修のほか、各種機関との連携を図り情報発信している。また、教員の家庭と仕事の両立支援のため、独自の補助制度で研究活動を支援している。

- ・一般財団法人食品分析開発センター SUNATEC（食品検査・分析）

業務の見える化により属人化を防ぎ、多能工化を進め、業務効率の向上を図っている。また、誰もが働き続けられる職場づくりのため、個人に応じた勤務パターンの設定やジョブリターン制度の実施、事業所内託児所を設置・運営している。

《グッドプラクティス賞》

- ・日本トランスシティ株式会社（運輸業）

積立有給休暇制度や時差出勤制度の利用が進んでおり、女性が活躍できる職場をめざして職域の拡大や退職者の再雇用を実施している。

《イノベーション賞》

- ・株式会社赤福（製造業）

業務の体制を見直し、創業以来初めて、一部店舗において休業日を設定したほか、年末年始の勤務シフトを組み換えるなどの方法により、一人あたりの所定内労働時間数を減らしている。

⑥みえの働き方改革取組支援事業補助金

県内複数の企業等が協働して実施する働き方改革の取組を支援しました。

○「働き方改革実践勉強会」開催《コンサルタント事業者》

（平成30年11月8日開催）

○「働き方改革セミナー」開催《金融機関》（平成31年2月18日開催）

（2）今後の取組

働き方改革に取り組む企業は増えているものの、県全体への広がりには道半ばとなっており、特に労働力不足が深刻な規模の小さい企業においては、働き方改革に取り組んでいない企業が多くあります。

今後、県内企業における働き方改革の取組がより実効性のあるものとなり、県全体へ着実に広げるため、三重労働局等の関係機関と連携し、働き方改革の取組を先導するリーダー企業の育成とともに、働き方改革に取り組む企業が交流できるような場づくりを促進します。さらに、製造業、運輸業など労働力不足が深刻な業種においても、コーディネーターを派遣するなど、課題解決に向けた取組を支援します。

また、地方創生の観点からも「選ばれる職場」による「選ばれる三重」の実現を図るため、働き方改革に取り組む企業の情報を県外の若者に発信し、U・Iターン就職の促進につなげていきます。

2 障がい者雇用の促進について

(1) ステップアップカフェ運営事業について

ステップアップカフェ運営事業は、2020年3月31日で当初の計画期間である5年が経過することから、これまでの成果と課題、「三重県障がい者雇用推進協議会」等での意見を踏まえ、今後の取組方向について検討してきたところであり、以下のとおり進めていきたいと考えています。

①成果と課題

ア. 成果

これまで、立地の良さに加えて、運営事業者の取組や障がい者スタッフのサービスが評価され、10万人を超える方々にご利用いただくとともに、カフェを活用した事業実施により、次のような成果がありました。

- ・障がい者スタッフとの交流やステップアップ大学の開催などを通じた障がい者が働くことへの理解の促進。
- ・職場実習の受入れや、障がい者スタッフの企業への就職などステップアップ。
- ・障がい者が関わる商品等のブラッシュアップ、新たなブランドの創出。

イ. 課題

障がい者雇用施策を進める中で、企業が、実際に障がい者を雇用している現場でのノウハウなどのアドバイスを求めていることや、雇用率の向上だけでなく、障がい者が働き続けることのできるやりがいを持てる職場、働きやすい職場づくりの重要性が増していることが明らかになりました。

また、テレワークをはじめ新たな働き方やICTの活用などにより、障がい者が働く場などの可能性を広げるための取組が重要です。

ウ. 関係機関との連携

ステップアップカフェの運営を通じて、経済団体や労働団体、企業等と連携し、障がい者雇用の取組を推進することで、障がい者雇用の気運醸成と、県内民間企業の雇用の促進に一定寄与してきました。他方で、市町や企業等への働きかけの強化などの課題があると考えています。

②三重県障がい者雇用推進協議会等での意見

- ・カフェの認知度をさらに上げていく必要がある。
- ・企業等へノウハウを展開する機能を充実されたい。
- ・やりがいを持てる働きやすい職場づくりなど、雇用の質の向上が課題である。

③今後の取組

2020年度からの5年間をステップアップカフェステージⅡとして、これまでの取組については、充実強化をめざすとともに、新たな取組を加え、ビジョンと3つのコンセプトを定めて、三重県の障がい者雇用の推進する一つのモデルとなるよう取り組んでいきます。

また、新たに充実・強化する取組について、県がより主体的な役割を担い、運営事業者ならびに関係機関と連携して取り組んでいきます。

ア. ステップアップカフェステージⅡのビジョンと3つの基本コンセプト

【ビジョン】

障がい者がいきいきと働き、障がい者とともに働くことが当たり前となる社会の実現をめざして、障がい者が働くことの新しい可能性を、障がい者、県民、企業等と一緒に見つける場、きっかけを提供する場としてステップアップカフェを運営する。

【コンセプト】

I 「出会う」

様々な人が共に働く魅力あるカフェの取組を広く情報発信し、障がい者のスタッフがいきいきと働き、新しい可能性を見つけていく姿や障がい者と一緒に働く人の姿に障がい者本人を含めた県民や企業など多くの人々が「出会う」ことにより障がい者雇用への理解を促進する。

II 「深める」

実習や視察の受入れを行うとともに、障がい者が活躍するためのノウハウや、多様な関係者と連携することにより集まる情報を発信・提供し、障がい者とその家族や企業、支援機関などの関係者が「障がい者雇用」にかかる経験、知識、ノウハウを「深める」。

III 「広げる」

カフェをフィールドとして、関係者と連携し、新しいビジネスや価値の創出にもつながるような、「障がい者が働く」、「障がい者とともに働く」ための新しい仕組み、ツール、様々な働き方などにチャレンジすることにより、障がい者が働くことの可能性を「広げる」。

イ. ステージⅡとして充実・強化するポイント

- ・カフェの取組を広く発信するための情報発信機能の強化。(Ⅰ)
- ・カフェでの雇用状況を検証、分析し、ノウハウとして普及する取組を強化。(Ⅱ)
- ・障がい者雇用にかかる企業向けの情報提供を充実させ、企業や団体等との連携を強化。(Ⅱ、Ⅲ)
- ・ICTの活用、柔軟な勤務形態など先進的な働き方の導入。(Ⅲ)
- ・働き方の工夫などにより多様な障がいを持つスタッフの受入れ。(Ⅲ)

ウ. スケジュール

- ・2019年8月～ 運営事業者の選考
- ・2019年12月 運営事業者の決定
※三重県総合文化センターの指定管理者の選定スケジュールと並行。
- ・2020年3月 契約・覚書の締結

(2) 「障がい者雇用推進プラン2019」について

三重労働局とともに、障がいの有無にかかわらず、誰もがいきいきと共に働くことが当たり前の社会を実現するため、民間企業における障害者実雇用率、法定雇用率達成企業割合の向上を目標に、「障がい者雇用推進プラン」を策定して取組を進めています。

これまでの取組を踏まえ、三重労働局とともに「障がい者雇用推進プラン2019」(別紙1)を策定しました。「障がい者雇用推進プラン2018」からの主な変更点は以下のとおりです。

- ・県内の公的機関における2019年6月1日現在の法定雇用率の達成。
- ・ICTの活用、就労支援事業所との連携など障がい者の新たな働き方の先進的事例の普及。
- ・精神障がい者のさらなる雇用・職場定着を促進するための企業等での委託訓練の積極的活用。

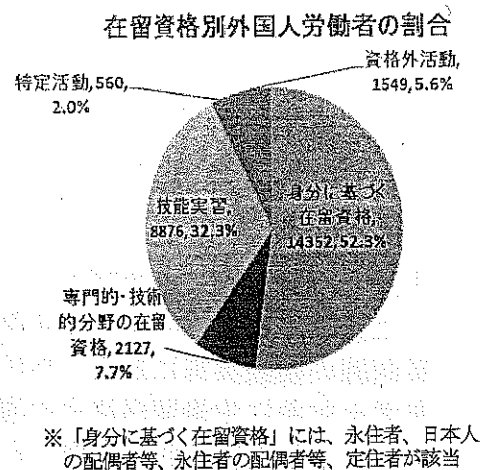
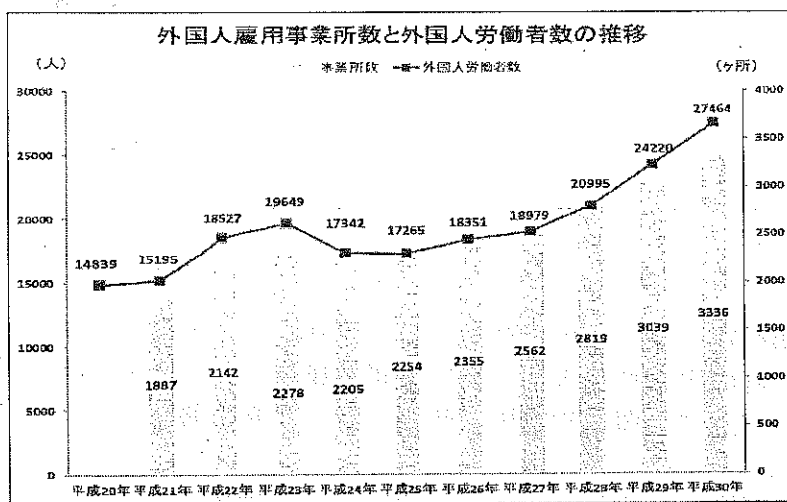
3 外国人材の就労支援

(1) 現状

県内の外国人住民数は、47,671人（前年比9.7%増）となっており、県内総人口に占める外国住民の割合は2.6%（前年比0.24ポイント増）と全国第4位の高さとなっています（平成30年1月1日時点：総務省調査）。

また、本県における外国人労働者の雇用状況について、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づき届出のあった事業所は3,336か所（前年比297か所増）、外国人労働者数は、27,464人（前年比3,244人増）で、ともに平成19年に届出が義務化されて以降、過去最高を更新しています（平成30年10月末時点：三重労働局調査）。

県内の外国人留学生も、1,458人（前年比250人増）と増加傾向にあります。（平成30年5月1日時点：独立行政法人日本学生支援機構）



※平成20年においては、事業所数は集計していない。各年10月末現在の状況。

昨年12月の「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（改正入管法）」の成立に伴い、新たな在留資格が創設（平成31年4月施行）されたことから、今後も外国人労働者数は増加することが見込まれます。

このため、国においては、外国人との共生社会の実現に向けた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」をとりまとめました。

この総合的対応策のうち雇用面としては、①適正な労働環境等の確保、②留学生の就職等の支援にかかる施策が示されています。

本県では、外国人労働者の雇用に関する情報共有や課題解決のための方策を検討していくため、平成31年1月、三重労働局と県の関係部局で構成する「三重県における外国人労働者雇用等に関する国・県連絡会議」を設置しました。また、同月、庁内の関係課で構成する「庁内調整会議」を設置し、新たな多文化共生社会づくりに向けた総合的な対策を検討しているところです。

※シャープ(株)亀山工場に勤務していた外国人離職者に対する支援については別紙2

(2) 課題

①適正な労働環境等の確保

外国人労働者の中には、日本語能力に加え、日本の労働関係法令や仕事上のルールに関する知識等が十分でない方も多く、事業者との間に労働条件等に関する問題が生じやすくなっています。

また、事業者側では、「社内の受入体制が未整備」、「採用ルートがわからない」、「在留資格の変更手続きなどの負担がかかる」などの理由から、労働力不足の状況にあっても、外国人材の採用に躊躇する傾向が多くみられます。

②留学生の就職等の支援

留学生の約7割が日本で就職を希望している中で、実際に就職した留学生は3割程度にとどまっています。一方で、本県の高等教育機関を卒業した留学生の県内就職率は2割にも満たない状況が続いています。(平成28年度14.9%、平成29年度19.2%)

また、外国人留学生に対してもインターンシップの取組が行われていますが、参加率は日本人学生の半分程度にとどまっており、事業者とのコミュニケーション機会が不足している可能性があります。

(3) 今後の取組

平成31年度は、三重県における外国人労働者雇用等に関する国・県連絡会議との緊密な連携のもと、外国人労働者の方が安心して就労できる環境づくりのための取組を進めていきます。

①適正な労働環境等の確保

これまで取り組んできた労働相談室における多言語対応、日本語能力に配慮した職業訓練の継続実施に加え、外国人材の円滑な受入れに向けた環境整備を行うため、事業者を対象に労働関係法令の遵守に向けた周知や採用・活用ノウハウ等を提供するセミナー、個別相談会を実施します。

また、県内事業者の外国人材の採用に関するニーズと課題について調査するほか、技能検定試験における外国人受検者の増加に向けた三重県職業能力開発協会の体制強化等に取り組めます。

②留学生の就職等の支援

留学生等の外国人求職者を対象にインターンシップ（就労体験）や職場見学に取り組み、事業者とのマッチングを進めます。

障がい者雇用推進プラン 2019

別紙1

—三重県の障害者雇用率向上のための取組について—

三重労働局と三重県は、障がいの有無にかかわらず、誰もがいきいきと働くことが当たり前の社会を実現するため、平成31年6月1日現在の民間企業における障害者実雇用率が2.45%、達成企業割合が62.2%となることを目標に、三重県雇用対策協定に基づき、より一層連携して次の取組を行います。

1 三重労働局と三重県との連携強化による取組

(1) 県民総参加による障がい者雇用の推進

- 「みえ県民カビジョン」第二次行動計画及び「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づき、「三重県障がい者雇用推進協議会」において様々な意見をいただきながら、県民、企業、労働、福祉、教育等多様な分野の関係者と連携し、「福祉、教育、医療から雇用」への流れを一層促進します。
- ステップアップカフェ「Cotti 菜」や「三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク」の活用などにより、障がい者雇用に関する理解を深める取組を進め、障がい者雇用を促進します。

(2) 三重県内の公的機関の法定雇用率達成に向けた取組

- 三重県内の公的機関においては平成31年6月1日現在で法定雇用率の達成と、障がい者が十分に能力を発揮して働くことが可能となるよう、障がい者の雇用促進・職場定着の取組を進めます。

(3) 県内企業等に対する雇用支援等の強化

- 地域の障がい者雇用の課題を分析し、マッチングや職場定着、人材育成の支援、企業間の情報交流など、連携した取組を強化します。
- 精神障がい者のさらなる雇用・職場定着を促進するために、雇用への理解を深めるセミナーの開催や、企業等での委託訓練を積極的に活用した取組を進めます。
- ICTの活用、就労支援事業所との連携などによる障がい者の新たな働き方の先進的事例の普及を図ります。

2 三重労働局とハローワークの取組

(1) 雇用率達成指導の強化

全ての雇用率未達成企業及び公的機関に対して、法的雇用の責務に関する指導を実施すると共に、関係機関と連携した支援（チーム支援）や障がい者雇用に向けた説明会、先進的事業所等への見学会、職務再設計や三二面接会の開催等、採用に向けた提案を行い、より多くの企業及び公的機関が早期に法定雇用率を達成できるよう支援します。平成30年4月の法定雇用率改定に伴い新たに雇用率が未達成となった企業及び公的機関に対して、積極的な雇用に取り組むよう重点的に訪問指導を行います。特に、地域の主要企業等に対しては、県・市町と合同で訪問指導を行います。

(2) 職場定着支援の強化

- ハローワークは、障がい者求人の開拓・確保、マッチングを推進すると共に、障がい者が職業生活に適応できるよう、障害者職業センターや地域の障害者就業・生活支援センター等と連携し、企業における採用から職場定着までをより積極的に支援します。
- 精神障がい者・発達障がい者の定着支援のため、職場における応援者を平成31年度中に500名養成することを目標に、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を開催します。

(3) 離職者の補充に関する雇用支援

ハローワークは、企業や関係機関との連携を密にして、離職者が発生した場合の補充採用など継続して雇用数が維持できるよう支援します。

(4) 今後の法定雇用率改定に向けての対応

法定雇用率の改定に伴い雇用率が未達成となる見込みの企業及び公的機関に対して、障がい者採用計画の前倒し等、積極的な雇用に取り組むよう周知・啓発を行います。

(5) 雇用の分野における障害者差別の禁止、合理的配慮の提供義務等について、様々な機会を通じて周知・啓発に努めると共に、障がい者からの相談・支援体制を整えます。

平成31年2月8日

三重労働局長 下角 圭司
三重県知事 鈴木 英敬

シャープ(株) 亀山工場に勤務していた外国人離職者への支援について

1 離職者の状況

(1) 経緯

シャープ(株) 亀山工場の担当者から、昨年3月27日に「5月末までに約500人」、7月20日に「同月末までに約250人」の雇い止めを行う報告を受けた際、県として、契約更新を行わない労働者に対して丁寧な説明を行うとともに、再就職に向けたフォローアップを行うことを要請しました。

11月30日以降、雇い止めが3,000人に上るなどの新聞等の報道があり、それまでにシャープ(株) から得ていた情報と乖離があることが判明しました。

(2) 離職者数について

県としては、三重労働局と連携しながら、請負業務に係る労働者数の全体の推移が把握できるよう、シャープ(株) 及び業務の発注先である(株) カメヤマテックに対して改めて事実確認を行ったところ、同社から12月18日に次のとおり報告を受けました。

シャープ(株) 亀山工場にて請負業務に関わっていた人数が最も多かった
平成29年12月から平成30年12月までの離職者数

		うち外国人	うち日本人
離職者数	3,938人	2,097人	1,841人
うち会社都合	698人	698人	0人
うち自己都合	3,240人	1,399人	1,841人

2 これまでの県の対応

離職者の状況を踏まえ、県として次のとおり対応することとしました。

(1) 対策チームの設置

シャープ(株) 亀山工場に勤務していた外国人離職者の就職・生活支援に向け、情報共有と支援策の検討を行うため、昨年12月3日に、雇用対策課、企業誘致推進課、ダイバーシティ社会推進課の3課による対策チームを設置し、さらに、同月17日に地域福祉課、住宅政策課、教育総務課、高校教育課及び小中学校教育課をチームに加え、生活支援について幅広い視点から検討を行いました。

(2) 国・県連絡会議の設置及び具体的支援策の実施

シャープ(株) 亀山工場の離職者への対応を含め、今後の地域における外国人労働者の雇用等に関する諸課題の解決を図るためには、国との連携が不可欠であることから、三重労働局と県の担当課が構成メンバーとなる「三重県における外国人労働者雇用等に関する国・県連絡会議」を1月9日に設置しました。

同日開催した第1回会議において、シャープ(株) 亀山工場に勤務していた外国人の方で現在求職中の方を対象に、就職・生活支援の取組を実施していくこととし、同日以降、関係機関が連携して取組を行いました。

<就職・生活支援の取組状況>

①経済団体への働きかけ

1月23日、三重県経営者協会、三重県商工会議所連合会、三重県商工会連合会及び三重県中小企業団体中央会に対し、労働局長及び知事名により、外国人労働者の適切な雇用管理等に関する要請を実施しました。

②合同出張相談会の開催

今回の事案に対応するための臨時的措置として、国、県、市等の関係機関が連携して合同出張相談会を開催し、職業相談や生活相談（生活困窮、住宅、就学支援等）において必要な助言や制度の説明を行うとともに、求める行政サービスに応じた適切な支援機関を案内しました。

【開催結果の概要】

○開催日及び場所

- ・2月4日 鈴鹿市役所（12階1204会議室）
- ・2月5日 亀山市役所（3階大会議室）

○相談体制

- ・鈴鹿市役所会場：38人《三重労働局、県、市》（うち通訳10人）
 - ・亀山市役所会場：33人《三重労働局、県、市》（うち通訳8人）
- ※通訳は、ポルトガル語、スペイン語に対応

○開催結果

- ・来場者数：27人（内訳：対象者19人（重複受付2人）、対象外6人）

<会場別内訳>

- ・鈴鹿市役所会場：19人（内訳：対象者14人、対象外5人）
 - ・亀山市役所会場：8人（内訳：対象者5人（重複受付2人）、対象外1人）
- ※対象者：シャープ(株)亀山工場に勤務していた有期雇用の外国人労働者で、平成30年1月から平成30年12月までの間に離職し、現在三重県内において求職中の方

<対象者の状況>

- ・住所別人数
鈴鹿市：12人、亀山市：1人、津市：5人、県外：1人
- ・国籍別人数
ブラジル：9人、ペルー：9人、ボリビア：1人
- ・年齢別人数
40歳未満：4人、40歳～60歳未満：3人、60歳以上：12人

<相談状況>

- ・相談の内容別件数（延べ件数）
職業相談：18件（主に早期の就職を求める相談）
住宅相談：4件（主に県営・市営住宅の入居に関する相談）
税、国民健康保険の支払い等に関する相談：18件
（税や国民健康保険の支払い、子どもの就学に関する相談など）

③県国際交流財団への専門相談員の設置

支援機関を案内し具体的支援につなげることを目的に、2月8日～14日の7日間連続で、三重県国際交流財団の相談窓口ポルトガル語、スペイン語通訳を専任で配置し、相談会を開催しました。

合同出張相談会の案内に併せ、広く周知を行いましたが、相談者はいませんでした。

④Mie Infoの充実

現在、スペイン語・ポルトガル語・フィリピン語・中国語・英語・日本語で提供している、就学支援制度や県営住宅の定期募集に係る情報に加えて、新たに生活相談窓口や生活困窮者支援制度に関する情報を1月23日に掲載しました。

⑤県営住宅の目的外使用による一時的住居の確保支援

シャープ(株)亀山工場に勤務していた有期雇用の外国人労働者で、平成30年1月から12月までに離職し、現在、県内において求職中の方を対象として、4月20日以降最長1年間に限り、県営住宅11戸(津市及び鈴鹿市内)を提供することとしました。

(3) 中小企業・小規模企業の振興について

本県経済を牽引し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している中小企業・小規模企業の重要性の認識のもと、平成26年4月に施行した「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、県内中小企業・小規模企業の振興に取り組んできました。

今後は、「三重県中小企業・小規模企業振興条例」を基本に、平成30年11月に策定した「みえ産業振興ビジョン」も踏まえ、地域の実情や企業の特徴等を生かした県内中小企業・小規模企業の振興を進めていきます。

1 みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会（条例第23条関係）

「みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会」は、地域の関係機関（市町、商工団体、金融機関、教育機関等）が一堂に会して、地域の実情に応じた中小企業・小規模企業の振興について協議する場として、平成26年度に県内5地域に設置し、毎年、各地域で開催して協議結果を県の施策等へ反映してきました。

本年度は、県及び構成団体から三重県中小企業・小規模企業振興条例の取組状況を報告し、「みえ産業振興ビジョン」の理念や概要を説明するとともに、今後の施策展開について意見交換を行い、中小企業・小規模企業の振興に向けた連携を促しました。さらに、本年10月に消費税の税率引き上げや軽減税率制度の導入が予定されており、県内の事業者にも影響が出ることが見込まれるため、国による支援施策の内容等について紹介しました。

(1) 各地域の開催状況

- ・北勢地域：平成31年1月28日 三重県四日市庁舎（出席者：34名）
- ・中南勢地域：平成31年1月30日 三重県津庁舎（出席者：29名）
- ・伊勢志摩地域：平成31年1月31日 三重県伊勢庁舎（出席者：33名）
- ・伊賀地域：平成31年2月7日 三重県伊賀庁舎（出席者：19名）
- ・東紀州地域：平成31年2月1日 三重県尾鷲庁舎（出席者：18名）

(2) 協議の概要

OKUMINAOSHIにつながる取組

- ・若者が県内に定着しないという課題があるなか、高校生の段階で地域に関わり、地域の抱える課題をビジネスを通じて解決しようとする、SBP（ソーシャル・ビジネス・プロジェクト）という取組がある。商工会・商工会議所が1月に開催した商談会に、SBPに参加している県内の高校の生徒や先生に来ていただいたところ、事業者にも非常に喜ばれた。SBPの取組がもっと広まると良いと思う。（伊勢志摩）
- ・金属加工関係の企業においても、「情報系の学生の採用をしたい。IT活用による生産性向上を目指している。」との意見があり、IT化の波が業種を越えて広がっている。（伊賀）

○人材確保・外国人材の活用

- ・人材確保は重要な課題となっているが、働く側の視点として、働き方改革という言葉だけでなく、従業員満足度も考えていかなければならない。個人の生活との両立や楽しく働きたいといった視点を押さえた取組が必要である。
(中南勢)
- ・名古屋で開催される就職セミナーにおいて、三重県に通うことは可能だが、移住となるとそこまでの意欲は持てないという声が多い。魅力ある企業づくりも含め、宣伝方法についても工夫していく必要がある。(北勢)
- ・外国人材の受け入れについて、多文化共生のまちづくりの取組と、企業での外国人材の受け入れの取組という2つの命題を受けて取組を推進していかなければならない。(北勢)

○事業承継・創業支援

- ・人口が急減しており、増える見込みがない地域である。創業・事業承継については、青年部を中心に頑張っているが、廃業支援についても軟着陸できるような体制を整えていかなければならない。(中南勢)
- ・大企業の一部門を引き継いで事業化した事例がある。大企業では、成長が劣る分野を整理することがあるが、中小企業であれば事業化でき、採算が合う場合もある。支援機関は大企業からの事業譲渡についても意識を向ける必要がある。(伊勢志摩)
- ・創業塾を初めて開催したが、著しい人口減少(消費者減少)下において、実際の創業或いは事業承継に繋げていくことの難しさを改めて認識した。本格的な創業というよりは、民泊と農業などといった組み合わせによって、生計を立てようとするなかで参加された方が多かった。(東紀州)

○防災・減災への取組

- ・自然災害の発生頻度が高まる状況下において、中小企業・小規模事業者が防災・減災への取組として実施するBCPの策定や実施に関して、情報交換や支援の検討をしていただきたい。(北勢)

○観光・販路拡大

- ・人口が急減するなか、観光、インバウンド、特産品開発など、地域が持続できるような取組を進めたい。(中南勢)
- ・ヨーロッパのSAKE Selectionを伊勢志摩で実施した際、日本文化と酒の関係を体験してもらうため、日本の伝統行事に触れる機会を設けたところ、大変好評であった。単独の製品ではなく、自然の中にある建物の中で、儀礼があり、そこにお酒やお茶を組み合わせることで、現地まで足を運びたいという気持ちを喚起することができる。(伊勢志摩)

(2) 今後の取組方針

今後は、各構成団体が連携し、人材確保に向けた取組や事業承継・創業の支援、防災・減災対策の推進など、協議会で得られた意見を施策等に反映していくとともに、「三重県中小企業・小規模企業振興条例」を基本とし、そこに「みえ産業振興ビジョン」におけるKUMINAOSHIの視点も取り入れながら、中小企業・小規模企業振興の取組を深化させていきます。

2 商工団体の経営支援機能の強化（条例第15条関係）

小規模事業者が抱える経営課題の高度化や多様化が進むなか、商工団体に求められる支援業務が質的・量的に増大していることから、制度改正等により、商工会、商工会議所等の経営支援機能の強化に取り組みます。

(1) これまでの取組状況

商工会・商工会議所等における小規模企業に対する経営支援体制の充実を図るため、平成28年度から、「経営指導員」に準じて、自ら現場に出かけて、事業者と共に経営課題の把握や課題解決に向けた検討などの伴走型の経営支援を行う「経営支援員」職を新たに創設しました。

本年度までの3年間を移行期間として、従来の「補助員」、「記帳専任職員」の職種を廃止し、「経営支援員」に移行しました。

これにより、事業者にきめ細かな伴走型支援に従事する職員（経営指導員及び経営支援員）の数は、平成27年度と比較して82人増加し、238人となりました。

【経営指導員等の任用状況】

(単位：人)

職名	主な業務内容	H27	H28	H29	H30
経営指導員	経営分析、事業計画策定等に係る指導・助言	156	156	156	156
経営支援員	経営指導員に準じた経営指導	—	19	55	82
小計（伴走型支援に従事）		156	175	211	238
補助員	経営指導員の補佐及び内部事務等	58	47	19	0
記帳専任職員	記帳指導や記帳代行等	24	16	8	0
合 計		238	238	238	238

(2) 今後の取組方針

小規模事業者の支援ニーズの高度化や、事業承継、防災・減災対策の推進、働き方改革など、新たな経営課題への対応に伴い、商工会・商工会議所に求められる事業活動の内容が従前とは大きく変化してきていることから、今後は、さらなる経営支援機能の強化を図るため、既存業務の見直しによる選択と集中を進めていきます。

具体的には、平成31年度以降は、伴走型支援に従事する職員（経営支援員）の増員及び資質向上支援、環境の変化に伴う職種の見直し、選択と集中による事業費支援の見直し等の制度改正を行い、小規模事業者に対するきめ細かな支援体制の充実を図っていきます。

3 みえの食の人材育成（条例第17条関係）

(1) 現状と課題

本県の食関連産業は第1次産業から第3次産業まで裾野が広く、製造業全体における食料品製造業の事業所数が第1位、サービス産業における宿泊・飲食業の事業所数が第2位であるなど、県内産業において重要な産業であると言えます。

しかしながら、食関連産業は、一般的に給与水準が低く、労働時間が長いことなどから、従業員の定着率が低く、「食の人材」の確保は厳しい状況となっています。

また、他産業に比べて生産性が低いといわれており、新商品の開発や新たな付加価値の創出等に取り組める人材が求められています。

こうした課題を解決するため、「みえ食の産業振興ビジョン」（平成29年3月改訂）に基づき、魅力ある職場づくりとあわせ、新たな価値の創出や販路を開拓できる人材を育成する必要があります。

(2) これまでの取組

みえの食の将来を担う人材育成については、産学官で構成する「みえ食の“人財”育成推進会議」を平成30年3月に設置し、計4回にわたって食の人材育成における現状と課題について検討を行うとともに、人材育成を効果的に実施するための「みえ食の“人財”育成プラットフォーム」の設置について議論を進めました。

(3) みえ食の“人財”育成プラットフォームについて（案）

<めざす姿>

みえの食のすばらしさや魅力が理解され、新たな価値を創出する人材の育成が進むとともに、食関連産業で活躍したいと思う若者や子ども達が増えている。そして、食関連産業が三重県経済を牽引する主要な産業の1つとなっている。

<取組の方向性>

今後、産学官が連携した食の人材育成に関するプラットフォームを構築（2020年3月）し、本プラットフォームが主体となり、

- ① みえの食の新たな価値を創出する人材を育成する
 - ② みえの食関連産業の将来を担う人材を確保する
- を重点として食に携わる人材の育成に取り組みます。

<みえ食の“人財”育成プラットフォーム準備会議>

平成31年3月に「みえ食の“人財”育成プラットフォーム準備会議」を立ち上げ、プラットフォーム設置に向けた検討を進めます。

- ・全体会
- ・検討部会（3部会）
 - 組織・運営に関する検討
 - 人材育成に関する検討
 - 人材確保に関する検討

(4) プラットフォームによる人材育成事業の内容（案）

次の2つを取組の柱とし、2020年4月からの事業開始を予定しています。

① みえの食の新たな価値を創出する人材を育成する

（具体的な事業例）

○研修（セミナー・プログラム）の構築・実施

実践的な学びの場の提供と事業者間ネットワークづくり

- ・食品衛生管理に関する研修
- ・商品開発に関する研修
- ・マーケティングや商品プロモーション研修
- ・ホスピタリティに関する研修
- ・農業版MBA等、一次産業と連携した研修
- ・ICT活用等による生産性向上研修
- ・デザイナー等との連携によるクリエイティブ人材育成研修
- ・中核人材向けマネジメント研修

○事業者間のネットワークづくり

○企業認証、個人表彰制度の検討

② みえの食関連産業の将来を担う人材を確保する

（具体的な事業例）

- ・子どもを対象とした食および食文化体験学習イベント
- ・食に特化したインターンシップ等の実施
- ・食関連産業就学資金制度（仮称）の検討

なお、プラットフォームは、参加企業等による会費で運営します。

(5) 今後の取組

- 2019年3月 第1回みえ食の“人財”育成プラットフォーム準備会議（全体会）
8月 第2回全体会
12月 第3回全体会
※各部会については適宜開催（2019.4～12の間）
- 2020年3月 みえ食の“人財”育成プラットフォーム設立
4月 人材育成事業実施

「みえの食」の将来を担う人材育成について

現状と課題

現状

- 若者、学生
 - ・食関連産業は、一般的に労働環境が厳しく、給与水準が低い等従業員の満足度が低いイメージがある
 - ・県内に憧れとなる料理人、ホテルマン等や食に関する有名企業も少ないことから、東京などでの大都市で働きたいと考える若者が多い
 - ・三重の食、食文化・伝統、食材への知識が少なく愛着が低い
- 従業員
 - ・商品企画力や経営(マネジメント)など学びの機会が少ない
 - ・他企業の従業員との交流がほとんどない
 - ・三重の食、食文化などへの知識が少ないことから、三重の魅力を生かした商品開発やサービスが効果的にできていない

課題

- 新たな価値の創出や販路を開拓できる人材の育成
- 食関連産業の将来を担う人材の確保

めざす姿

みえの食のすばらしさや魅力が理解され、新たな価値を創出する人材の育成が進むとともに、食関連産業で活躍したいと思う若者や子ども達が増えていく。そして、食関連産業が三重県経済を牽引する主要な産業の1つとなっている。

取組の方向性

食関連産業、教育研究機関、行政など多くの関係者が連携したプラットフォームを構築(2020.3)し、本プラットフォームが主体となり、食に携わる人材の育成に取り組む。

プラットフォーム

プラットフォーム目的(実)

相互の連携を深め、それぞれの特性を生かし、人材育成を柱とする様々な事業を継続的に実施することで、食関連産業のステージアップを図り、地域経済の発展に寄与する。

プラットフォーム重点取組内容(実)

2本柱

具体的な取組

みえの食の新たな価値を創出する人材の育成

- 研修(セミナー・プログラム)の構築・実施
 - ※学びの場の提供と事業者間ネットワークづくり
 - ・食品衛生管理に関する研修
 - ・商品開発に関する研修
 - ・マーケティングや商品プロモーション研修
 - ・ホスピタリティに関する研修
 - ・ICT活用等による生産性向上研修
- 事業者間のネットワークづくり
- 企業認証、個人表彰制度の取組など

みえの食関連産業の将来を担う人材の確保

- 子どもを対象とした食および食文化体験学習イベント
- 食に特化したインターンシップ等の実施
- 食関連産業就学資金制度(仮称)の検討など

プラットフォーム組織(実)

- ・食関連産業(食品製造業、宿泊業、飲食サービス業等)、教育研究機関(大学、専門学校、高校等)、行政等が共通の目的を達成するための共同事業体とする
- ・会費により運営(正会員・賛助会員)

(4) 企業投資促進制度の改正について

1 背景

現行の企業投資促進制度（平成 25 年度～）においては、成長が期待される産業分野の企業誘致・育成、マザー工場や研究開発施設、本社機能移転等の拠点機能の強化、外資系企業の誘致、県南部地域への投資促進等に取り組み、県内産業の振興を図ってきました。

一方、昨年 11 月に策定した「みえ産業振興ビジョン」でお示したように、第 4 次産業革命の進展など、制度創設以降、県内産業を取り巻く情勢は大きく変化してきました。

例えば、I o T、A I 等の I C T の急速な技術革新や利活用が進展しているほか、本県の主要産業である自動車産業に関して電気自動車等の次世代自動車の普及拡大が進んでいます。さらに、人口減少・高齢化が一層加速するとともに、本県人口の転出超過のうち約 8 割を若者が占めるなど、生産年齢人口の減少が進み、労働力不足が深刻化しています。

県内産業が持続的に発展していくためには、こうした社会・経済情勢の変化に応じた取組が必要となっています。

2 制度改正の概要

今後、産業・就業構造が大きく転換していく中でも県内産業が変化に対応し、持続的に発展することができるよう、「みえ産業振興ビジョン」に沿って、投資促進制度を以下のとおり改正します。

(1) 産業を取り巻く社会経済情勢等の大転換への適応

①スマート工場を補助対象に追加

世界的に第 4 次産業革命が進展する中、国も超スマート社会の実現に向けて Society5.0 を強力に推進するなど、ものづくり分野における I o T や A I の利活用の動きはさらに加速することが予想されます。

そこで、雇用の場を確保しつつ、I o T や A I を活用した「スマート工場化」に係る投資を補助メニューに追加し、生産性向上や高付加価値化等を促進します。

②次世代自動車関連産業を補助対象に追加

電気自動車や燃料電池自動車に代表される次世代自動車については普及に向けた動きが活発化しており、自動車を構成する部品や素材が変化しつつあることから、需要の拡大が見込まれる一方で、県内の自動車関連企業においては、こうした変化への対応が必要となってきます。

そこで、「次世代自動車関連産業」を成長産業立地補助金の対象分野に追加し、成長分野でのビジネス拡大と変化への対応を後押しすることにより、県の主要産業である自動車関連産業のさらなる集積と発展を促進します。

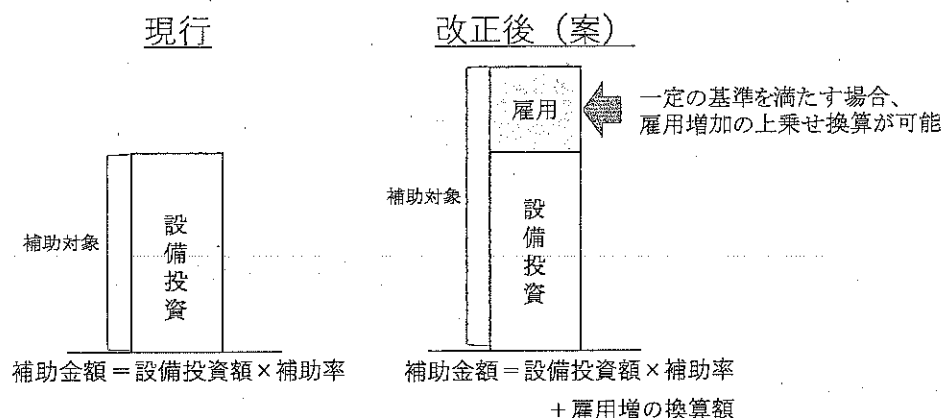
(2) 「若者」に魅力あるしごとの創出

県内立地済み企業の再投資について、投資の促進と合わせて職場の魅力向上を通じた良質で安定的な雇用の創出を図るため、以下のとおり改正します。

現行制度では、投資額のみが補助金の対象となっていますが、一定の基準を満たす雇用増加については投資額に上乗せ換算できることとし、特に若者については補助単価を優遇する制度とします。

具体的には、労働時間の減少や給与の増加等、一定の労働環境改善等を要件とすることにより、魅力ある職場の創出を促進します。

※補助金額算定イメージ



(3) 中小企業による新しい価値創出の支援

中小企業による従来事業の枠を超えた新しい価値の創出を支援するため、公募型事業である「中小企業高付加価値化投資促進補助金」において、異業種など外部と連携する事業について補助率を優遇するほか、サービス業については、事業を通じて地域の課題解決に資する事業を補助対象に追加することにより、「みえ産業振興ビジョン」における「KUMINAOSHI」を促進します。

三重県企業投資促進制度の改正概要

現行制度

新規立地支援		再投資支援						
成長産業 立地補助金	航空宇宙、「食」、クリーンエネルギー、ライフノベーション等の成長産業及び高度部材産業 ・投資要件:5億円以上 ・雇用要件:10人 ・補助率:投下償却資産の10%等(限度額5億円)	マイルージ制度 ○左記制度のいずれかに該当することが前提。 ○要件に満たない場合でも、期間中(5年間)に設備投資額、雇用者数を積み上げることによって、要件を達成した場合に補助金の交付申請が可能。	〈補助額〉 <table border="1"> <thead> <tr> <th>交付要件</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【投資要件】 5億円以上 ※研究開発2億円 地域資源1億円</td> <td rowspan="2">10%等 (上限5億円)</td> </tr> <tr> <td>【雇用要件】 5人以上増加 ※研究開発:無し 地域資源:3人</td> </tr> </tbody> </table>	交付要件	補助額	【投資要件】 5億円以上 ※研究開発2億円 地域資源1億円	10%等 (上限5億円)	【雇用要件】 5人以上増加 ※研究開発:無し 地域資源:3人
交付要件	補助額							
【投資要件】 5億円以上 ※研究開発2億円 地域資源1億円	10%等 (上限5億円)							
【雇用要件】 5人以上増加 ※研究開発:無し 地域資源:3人								
マザー工場型 立地補助金	マザー工場化につながる投資 ・投資要件:5億円以上 ・雇用要件:10人 ・補助率:投下償却資産の15%(限度額5億円)							
研究開発施設等 立地補助金	研究開発施設又は試験認証機関の建設 ・投資要件:2億円以上 (伊勢市、志摩市、玉城町、度会町...1億円以上 東紀州、鳥羽市、大台町、南伊勢町及び大紀町...3,000万円以上) ・補助率:投下償却資産の10%(限度額5億円)							
外資系企業 立地補助金	アジアの生産拠点を整備する事業、オフィス開設 ・投資要件:5億円以上 ・雇用要件:10人 ・補助率:投下償却資産の20%(限度額5億円) オフィス家賃年額の50%(上限500万円/年(3年間))							
地域資源活用型 立地補助金	県南部地域の製造業及び地域資源活用型産業 ・適用地域:東紀州地域、鳥羽市、大台町、南伊勢町、大紀町、伊勢市、志摩市、玉城町、度会町 ・投資要件:3,000万円以上 (伊勢市、志摩市、玉城町、度会町...1億円以上) ・雇用要件:5人以上 ・補助率:投下償却資産額の15%(限度額5億円)							

サービス産業立地補助金

- 対象:集客交流産業、宿泊業、情報通信産業等
- 投資要件:雇用効果、経済波及効果が大きいもの
- 補助率:投下償却資産額の10%(上限1億円)
- 対象例:テーマパーク、ホテル・旅館、美術館、複合集客施設など

本社機能移転促進補助金

(雇用)雇用要件:5人(中小企業は2人)
補助金額:1人200万円(上限5千万円)
(県税減額相当分)
拡充型本社機能移転について、移転型本社機能移転に対する県税特例措置(不動産取得税、法人事業税)相当額(上限5千万円) ※「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を受けている企業に限る。

改正案

新規立地支援		再投資支援						
成長産業 立地補助金	航空宇宙、 次世代自動車関連 、「食」、クリーンエネルギー、ライフノベーション等の成長産業及び高度部材産業 ・投資要件:5億円以上 ・雇用要件:10人 ・補助率:投下償却資産の10%(限度額5億円)	マイルージ制度 ○左記制度のいずれかに該当することが前提。 ○要件に満たない場合でも、期間中(5年間)に設備投資額、雇用者数を積み上げることによって、要件を達成した場合に補助金の交付申請が可能。 ○一定の労働環境改善の達成を要件に、雇用増加数を補助金に上乗せ換算が可能。	〈補助額〉 <table border="1"> <thead> <tr> <th>交付要件</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【投資要件】 5億円以上 ※研究開発2億円 地域資源1億円</td> <td rowspan="2"> ①設備投資分 10% ※地域資源は15% ②雇用増加分 1人=30万円 ただし若者については1人=50万円 ⇒①②の合計で上限5億円 </td> </tr> <tr> <td>【雇用要件】 5人以上増加 ※研究開発:無し 地域資源:3人 スマート:維持</td> </tr> </tbody> </table> ※②については一定の雇用条件等の改善を達成していることが要件となります。	交付要件	補助額	【投資要件】 5億円以上 ※研究開発2億円 地域資源1億円	①設備投資分 10% ※地域資源は15% ②雇用増加分 1人=30万円 ただし若者については1人=50万円 ⇒①②の合計で上限5億円	【雇用要件】 5人以上増加 ※研究開発:無し 地域資源:3人 スマート:維持
交付要件	補助額							
【投資要件】 5億円以上 ※研究開発2億円 地域資源1億円	①設備投資分 10% ※地域資源は15% ②雇用増加分 1人=30万円 ただし若者については1人=50万円 ⇒①②の合計で上限5億円							
【雇用要件】 5人以上増加 ※研究開発:無し 地域資源:3人 スマート:維持								
マザー工場型 立地補助金	マザー工場化につながる投資 ・投資要件:5億円以上 ・雇用要件:10人 ・補助率:投下償却資産の15%(限度額5億円)							
スマート工場型 立地補助金	スマート工場化につながる投資 ・投資要件:5億円以上 ・雇用要件:10人 ・補助率:投下償却資産の15%(限度額5億円)							
研究開発施設等 立地補助金	研究開発施設又は試験認証機関の建設 ・投資要件:2億円以上 (伊勢市、志摩市、玉城町、度会町...1億円以上 東紀州、鳥羽市、大台町、南伊勢町及び大紀町...3,000万円以上) ・補助率:投下償却資産の10%(限度額5億円)							
外資系企業 立地補助金	アジアの生産拠点を整備する事業、オフィス開設 ・投資要件:5億円以上 ・雇用要件:10人 ・補助率:投下償却資産の20%(限度額5億円) オフィス家賃年額の50%(上限500万円/年(3年間))							
地域資源活用型 立地補助金	県南部地域の製造業及び地域資源活用型産業 ・適用地域:東紀州地域、鳥羽市、大台町、南伊勢町、大紀町、伊勢市、志摩市、玉城町、度会町 ・投資要件:3,000万円以上 (伊勢市、志摩市、玉城町、度会町...1億円以上) ・雇用要件:5人以上 ・補助率:投下償却資産額の15%(限度額5億円)							

サービス産業立地補助金

- 対象:集客交流産業、宿泊業、情報通信産業等
- 投資要件:雇用効果、経済波及効果が大きいもの
- 補助率:投下償却資産額の10%(上限1億円)
- 対象例:テーマパーク、ホテル・旅館、美術館、複合集客施設など

本社機能移転促進補助金

(雇用)雇用要件:5人(中小企業は2人)
補助金額:1人200万円(上限5千万円)
(県税減額相当分)
拡充型本社機能移転について、移転型本社機能移転に対する県税特例措置(不動産取得税、法人事業税)相当額(上限5千万円) ※「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を受けている企業に限る。

【中小企業高付加価値化投資促進補助金】

現行制度

【製造業】 補助率10%、上限額1,000万円	【サービス業】 補助率10%、上限額1,000万円
【地域経済牽引事業枠】 補助率10% 上限額2,000万円	
【対象】 ①体験交流機能、②地域産品加工又は販売機能、③飲食又は宿泊機能のうち2つ以上の機能を持つ集客交流施設	

【中小企業高付加価値化投資促進補助金】

改正案

【製造業】 補助率10%、上限額1,000万円	【サービス業】 補助率10%、上限額1,000万円
【地域経済牽引事業枠】 補助率10% 上限額2,000万円	
【対象】 ①体験交流機能、②地域産品加工又は販売機能、③飲食又は宿泊機能のうち2つ以上の機能を持つ集客交流施設	
地域課題解決にも資する事業を対象に追加	
外部との連携を通じた新たな価値創出のための事業は補助率2%上乗せ	

(5) 観光振興について

1 #VISITMIE キャンペーンの展開

(1) キャンペーン概要

海外からの個人旅行者（FIT）の誘客促進に向け、「Mie, Once in Your Lifetime（一生に一度は訪れたい三重県）」というキャッチフレーズとロゴマークを設定し、県内で撮影された印象的な旅の思い出（写真・動画）を、インスタグラムで投稿いただくキャンペーンを展開しました。また、キャンペーンに合わせて三重県の魅力発信に積極的にご協力いただけるVISITMIEサポーターの募集も行いました。

キャンペーンの実施にあたっては、F1やクルーズ船の寄港時等、様々なイベントの機会を活用してPRを行ったほか、県内各観光施設やイオンモール、近鉄各駅での広告表示など、多くの事業者の協力により「オール三重」での展開を図ったところ、投稿件数、フォロワー数が大きく伸びるなど大きな反響を得ることができました。



(キャンペーン告知リーフレット)

(2) 第1回キャンペーン

実施期間：平成30年9月26日から12月3日

成果：公式アカウント（3言語）フォロワー数の増加 2,302人

（29年6月開設以来の累計は13,472人）

写真・動画の投稿件数 7,129件

（29年6月開設以来の累計は17,000件、投稿ペースは約6倍）

【受賞作品】

三重県知事賞は、熊野市ツエノ峰からの雄大な雲海の様子を撮影した熊野市在住の方の作品に決定、そのほか特別賞として35作品を選定。受賞者にキャンペーン協賛企業（22社）から提供された賞品を贈呈しました。



(三重県知事賞受賞作品「熊野市ツエノ峰」)

(3) 第2回キャンペーン

実施期間：平成30年12月4日から平成31年3月3日

成果：公式アカウント（3言語）フォロワー数の増加

1,447人

（29年6月開設以来の累計は14,919人）

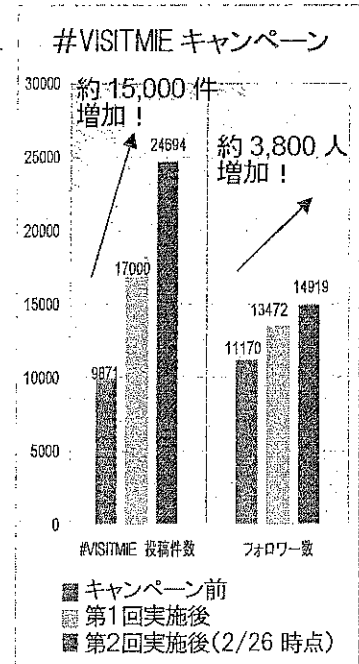
写真・動画の投稿件数 7,694件

（29年6月開設以来の累計は24,694件）

（平成31年2月26日時点）

(4) 今後の取組

旅行者自身からの情報発信を促すことによる、「客が客を呼ぶサイクル」をより強固なものとするため、サポーターや応募作品等本年度の成果を生かしながら、引き続きオール三重でキャンペーンを展開し、三重県の観光ブランド力の強化や観光情報の拡散に取り組み、国内外からの誘客につなげていきます。



2 欧州からのインバウンド誘致

(1) 三重県観光セミナー（フランス リヨン）

欧州・富裕層及びインセンティブツアー誘致については、平成28年度からフランスにレップを置き、現地旅行会社やメディアへの継続的な情報提供、ツアー造成に向けた働きかけを行っています。本業務の一つとして、今般、フランス第2の人口を有し、富裕層の居住者が多いリヨンで、現地旅行会社を対象とした観光セミナーを開催しました。



（コーディネーターからのプレゼンテーション）

セミナーでは、コーディネーターからフランス人目線で伊勢神宮、海女、忍者など、三重の魅力を紹介した後、鯉節の出汁、鯉節ご飯の試食を提供し、食への関心が高い現地旅行会社から好評を得ました。その後、三重の地酒や牡蠣のオイル漬、松阪牛の味噌漬などを愉しんでいただきながら、相互の交流を深め信頼関係の構築を図りました。



（鯉節ごはん実演）

参加者からは、「プレゼンテーション（鯉節の実演）」と味がパーフェクトだった！」や、「お客様への案内はもちろん、今秋に日本へ行く予定にしているので、必ず伊勢志摩と燻し小屋を訪問します」といった意見をいただくなど、今後のフランスからの誘客にとって非常に有益なセミナーとなりました。

【開催概要】

日時 平成31年2月7日 19時30分から22時30分
場所 Maison Lussagne (リヨン市内のイベントスペース)
内容 椎津シリル氏(コーディネーター)による三重県紹介
鰹節燻し小屋ツアーをベースにした伊勢志摩の紹介、鰹節体験
三重の食(鰹節ご飯、日本酒、松阪牛味噌漬など)、海女・忍者衣装体験等交流
参加者 フランス:リヨン現地旅行会社 10社16名
志摩市 :まるてん有限会社(鰹節製造)、志摩市観光商工課
来賓 :在リヨン領事事務所長
県 :観光局長 他

(2) 今後の取組

今後、本セミナー参加者の中から有力な旅行会社を、県内視察に招請するなど、現地レップを最大限活用し、フランスを中心とする欧州の富裕層及びインセンティブツアーの三重県への誘客に取り組みます。

3 好機を生かした誘客・宿泊促進について

(1) 取組の基本的な考え方

来年度は、改元や熊野古道世界遺産登録15周年など節目の年を迎えます。また、新名神高速道路県内区間の全線開通による滞在時間の増加やクルーズ船の寄港など、国内外からの誘客拡大の絶好のチャンスを迎えます。

この好機を生かし、県内全域への誘客につなげるため、関係各市町、(公社)三重県観光連盟、県庁内関係各課等と連携して、大都市圏メディアへの情報発信、旅行会社への旅行商品造成の働きかけなどに取り組んでいます。

(2) 具体的な取組

ア (公社)三重県観光連盟での情報発信

観光連盟ホームページ「観光三重」(閲覧者数:スマートフォン全国2位、PC全国4位<出典:2018年「都道府県公式観光情報サイト閲覧者数ランキング」>)では、改元にあわせ「平成から次代へ」として、伊勢志摩を中心に熊野古道伊勢路や体験、宿泊施設などを紹介する特集ページを作成し、2月20日から公開するとともに、季刊紙「観光三重」の夏号(6~8月)でも、熊野古道や神宮をはじめとした伊勢志摩の魅力を集める予定としています。

また、3月17日の新名神高速道路県内区間全線開通によるアクセス向上等をしっかりPRしていきます。

イ イベントでの情報発信

首都圏からの誘客を促進するため、三重テラスにおいて三重テレビの旅番組「ええじゃないか」と連携し、みえの国観光大使が出演するトークショーを開催し、伊勢志摩をはじめとする県内各地の魅力を発信します。

開催日：平成31年3月20日

開催場所：三重テラス

出演者：みえの国観光大使 萩 美香氏
堀口文宏氏

ウ メディアとの連携

全国で、新名神高速道路県内区間全線開通、熊野古道世界遺産登録15周年や神宮をはじめとする本県の魅力が取り上げられるよう、大都市圏のテレビ局や雑誌社を訪問し、三重の文化、食、体験、宿泊施設などの魅力をPRしています。メディア担当者の関心は高く、「神宮を中心に三重を深掘りした記事を書いてみたい」「朔日参りや朔日朝市など、あまり知られていない部分を取り上げてみたい」といった前向きな意見をいただいています。これまでの取組の成果として2社の雑誌に「平成最後のお伊勢参り」など伊勢志摩地域の特集記事が掲載されています。

エ 交通事業者との連携

具体的な誘客につなげるためには、交通事業者と連携した取組が非常に重要であるため、鉄道事業者、航空会社等に対して、改元をテーマにした旅行商品の企画・造成など積極的な働きかけを行っています。

取組の成果として、新幹線を利用した首都圏発の宿泊プラン「平成最後の年に！伊勢神宮両詣りの旅」等が販売されています。また、遠隔地からの誘客を図るため航空会社と連携し、旅行商品のパンフレットを神宮を中心とした情報に刷新し、3月下旬から販売する予定となっています。



(商品パンフレット)

オ 旅行会社との連携

首都圏、関西圏、中京圏の主な旅行会社を対象に、改元等に関連した旅行商品造成を働きかけています。今後、造成予定のある旅行会社に対しては、各社が必要とする情報をきめ細かく提供し、商品化につなげていきます。

カ クルーズ船受入体制の充実

三重県クルーズ振興連携協議会を3月7日に開催し、今年度の取組の成果と課題を踏まえたうえで来年度の取組方針を決定し、クルーズ船寄港時における港での対応をオール三重でサポートするとともに、乗船客の県内各地への誘客促進に取り組むこととしています。

(3) 今後の取組

引き続き、交通事業者、市町、観光事業者等と連携し、改元、熊野古道世界遺産登録15周年や新名神高速道路の県内区間全線開通などを生かしたプロモーションを展開し、伊勢志摩地域への誘客及び県内各地への周遊・宿泊促進につなげていきます。

4 宿泊業の働き方改革の促進

(1) 30年度の取組

本県では、平成29年度に(株)リクルートライフスタイルと包括協定を締結し、連携して県内の宿泊施設の持続可能な宿経営に向けた支援に取り組んでいます。

平成30年度は、宿泊施設の経営者層等を対象に、従業員を巻き込んだチームビルディング手法等、より現場の課題に即した研修会を計7回(上期6月～9月、下期10月～12月)開催しています。(上期:15施設(延べ39名)、下期:13施設(延べ48名)が参加)

研修の参加者からは、「自分のすべきことが明確になった」「未来のビジョンを可視化できてよかった」などの意見があり、満足度の高い内容で実践することができました。

また、研修参加施設のうち、特に改革意欲の高い2施設(旅館寿亭(菰野町)、リゾートヒルズ豊浜 蒼空の風(鳥羽市))にアドバイザーを派遣し、各施設の課題に応じて、実際の現場における働き方改革を実践する従業員等のサポートを実施するなど、働き方改革の成功事例の創出に向け取り組んでいます。

上記の研修や実際の施設における働き方改革のサポート結果等を踏まえ、県内各宿泊施設に対し、宿泊業の働き方改革の実践結果を共有する場を設け、改革の水平展開を図っています。

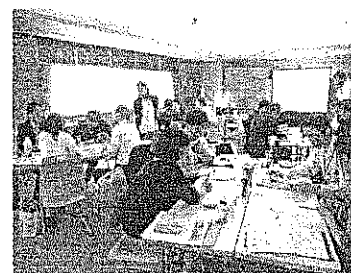
(開催日)

第1回 2月26日 鳥羽市

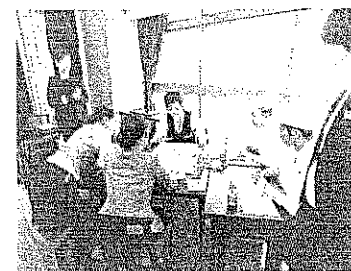
第2回 3月下旬 菰野町

(2) 今後の取組

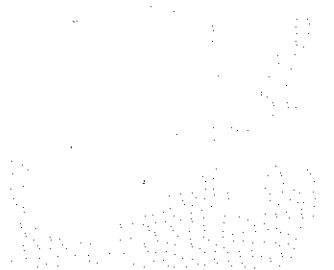
今年度の取組成果を踏まえ、来年度は経営者層に加え、改革をサポートできる各セクションのマネージャーや次世代のリーダーなどスタッフを統括する立場の方々を対象に、地域内の同業種ネットワークの構築や人脈づくり、若手のキャリアモデルとなるような人材育成等、複数の施設のキーパーソンが連携して課題解決する取組を支援することで、若手従業員のモチベーションの向上や離職の防止、若手人材の定着につなげていきます。



(「持続可能な旅館経営の未来塾」研修の様子)



(旅館での実践の場でのサポート)



(6) 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成30年11月21日～平成31年2月13日)

(雇用経済部)

1 審議会等の名称	三重県大規模小売店舗立地審議会
2 開催年月日	平成30年12月11日(火)
3 委員	【会長】三重大学 准教授 寺島貴根、ほか3名出席
4 諮問事項	・「オークワ三雲店」(松阪市)の新設に係る届出について(1回目)
5 調査審議結果	・「オークワ三雲店」(松阪市)の新設に係る届出について(1回目) 事務局より審議資料に基づき説明した結果、「店舗周辺的生活環境の保持の観点から意見を述べる事項は特にない」として結審しました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県大規模小売店舗立地審議会
2 開催年月日	平成31年1月10日(木)
3 委員	【会長】三重大学 准教授 寺島貴根、ほか3名出席
4 諮問事項	・「(仮称)トライアル伊勢店」(伊勢市)の新設に係る届出について(1回目) ・「(仮称)イオンタウン四日市泊」(四日市市)の新設に係る届出について(1回目)
5 調査審議結果	・「(仮称)トライアル伊勢店」(伊勢市)の新設に係る届出について(1回目) 事務局より審議資料に基づき説明した結果、歩行者等への交通安全の保持及び隣接地への騒音の影響について、さらなる対策の必要性の意見があり、継続審議となりました。 ・「(仮称)イオンタウン四日市泊」(四日市市)の新設に係る届出について(1回目) 事務局より審議資料に基づき説明した結果、「店舗周辺的生活環境の保持の観点から意見を述べる事項は特にない」として結審しました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県大規模小売店舗立地審議会
2 開催年月日	平成31年1月30日(水)
3 委員	【会長】三重大学 准教授 寺島貴根 ほか3名出席
4 諮問事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称) トライアル伊勢店」(伊勢市) の新設に係る届出について(2回目) ・「(仮称) 津高茶屋ショッピングセンター」(津市) の新設に係る届出について(1回目)
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称) トライアル伊勢店」(伊勢市) の新設に係る届出について(2回目) 事務局より1回目の審議で追加対策が必要とされた事項を中心に審議資料を説明した結果、追加対策に問題はありませんでしたが、届出時の図面と現況の敷地の広さに差異があることがわかり、騒音資料及び駐車場レイアウト等の再確認が必要と判断したため継続審議となりました。 ・「(仮称) 津高茶屋ショッピングセンター」(津市) の新設に係る届出について(1回目) 事務局より審議資料に基づき説明した結果、「店舗周辺的生活環境の保持の観点から意見を述べる事項は特にない」として結審しました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県大規模小売店舗立地審議会
2 開催年月日	平成31年2月4日(月)
3 委員	【会長】三重大学 准教授 寺島貴根 ほか3名出席
4 諮問事項	・「(仮称) トライアル伊勢店」(伊勢市) の新設に係る届出について(3回目)
5 調査審議結果	・「(仮称) トライアル伊勢店」(伊勢市) の新設に係る届出について(3回目) 事務局より2回目の審議で再確認が必要とされた事項を中心に審議資料を説明した結果、「店舗周辺的生活環境の保持の観点から意見を述べる事項は特にない」として結審しました。
6 備考	

◎報告事項 (1) 首都圏営業拠点「三重テラス」について

三重テラスの運営状況について(12月~2月)



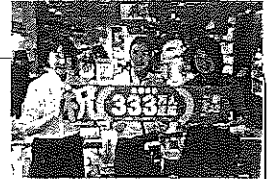
MIE TERRACE

- ・オープン以来の来館者数累計は、平成31年2月24日現在で、3,456,413人です。
- ・ショップ、レストラン、イベントスペースにおいて、三重の旬の魅力や季節行事・イベントに対応した情報を発信し、三重への誘客や販路拡大につながる取組を展開しています。

TOPICS

来館者333万人！ご愛顧感謝企画を実施

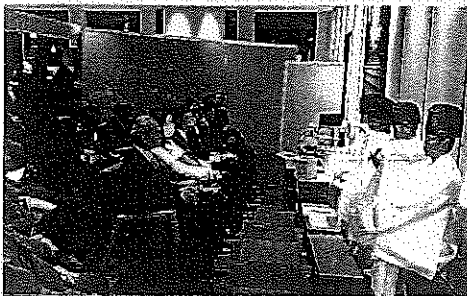
平成25年9月にオープンした三重テラスの来館者は、平成30年12月10日に333万人を超えました。「三」が「重なる」と書く三重県にとって、「333」は縁のある数字であることから、11月から2月にかけて「来館者333万人！ご愛顧感謝企画」を実施しました。



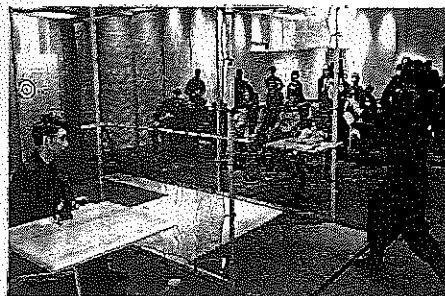
- 第1弾(11月~12月) 333万人の到達日を事前に予想していただくプレゼント企画を実施(583通の応募、正解者29名)
- 第2弾(12月~1月) 3にちなんだ写真で三重テラスを応援していただく、Instagram投稿キャンペーンを実施(81件の投稿)
- 第3弾(2月) 三重の応援店舗16店と三重テラスレストランにおいて、「三重」や「333」の語呂合わせにちなんだ特別メニューや割引などを各店において実施

これらの感謝企画を実施するなか、ショップ及びレストランにおける12月の売上は28,717千円(税込)で、オープン以来の月次売上として過去最高を記録しました。また、1月についても、過去6年間の同月売上の中で最高の売上(20,895千円、税込)となりました。

イベントスペース



○伊勢の神宮写真展(12月10日~12日)
 >プロの写真家が撮影した神宮の四季折々の写真パネル掲示のほか、神宮で今なお行われている火おこしの体験、雅楽奏者による生演奏等を実施。平日の昼間開催にもかかわらず、連日、多数来場。【1,220名参加】



○第10回伊賀流手裏剣打選手権東京予選(12月16日)
 >全国7つの予選会場のうち、東京予選を三重テラスで開催。3月10日に伊賀市で開催される本選に向け、45人が日頃の訓練による技を披露。【観客含め150名参加】



○クリスマスライブ(12月22日)
 >自閉症の息子を2人持つ父親とその息子(楽守くん)による親子音楽ユニット「RAMO」によるライブを開催。クラシックギターで奏でる音楽を中心として、曲の間にはMC(語り)も実施。【50名参加】



○SAKE selection受賞記念 試飲・販売会(12月23日)
 >ブリュッセル国際コンクール日本酒部門でプラチナ賞に輝いた3銘柄をはじめ、受賞酒から11銘柄を一堂に揃えた有料試飲会を開催。【107名参加】



○那智黒石フェア(1月19日~20日)
 >熊野市の那智黒石製品の展示と販売、那智黒石の器を用いた地元柑橘ジュース等の試飲、那智黒石のアクセサリーの磨き体験やホットストーンセラピー体験など、那智黒石の魅力をまるごと発信。【345名参加】



○四日市STYLE~出張 GINGA PORT 401~(2月2日)
 >平成30年11月に開館25周年を迎えた四日市市立博物館・プラネタリウムの魅力を紹介。バレーンロケットや星座早見盤の製作体験など子ども向けイベントも実施。【380名参加】

TOPICS

ショップ

【12月】

- ▶マイヤーレモン、熊野みかん、房どりトマト、横輪いもなど旬の農産物を販売
- ▶しめ縄、練り物、丸餅など迎春商品の陳列と正月向けの店頭ディスプレイによる販売訴求
- ▶赤福餅の年末特別販売を実施(12/27~12/29)

【1月】

- ▶初売りの福袋を販売(5千円と3千円を用意)
- ▶あおさのりの収穫期を迎え、「生あおさ」の限定発売を開始(1/26~)

【2月】

- ▶バレンタイン商戦に力を入れるため、県内製菓店等からのバレンタイン商品の入荷を強化
- ▶日本橋地域の中でいち早く桜をモチーフとしたディスプレイを設営。店内では、和菓子、洋菓子、日本酒、春を感じることができる色合いの工芸品など、春の季節商品を展開



大好評の生あおさの販売



春を先取りした店頭ディスプレイ



志摩の極上ディナー女子会



よつぼしフェアで提供されたドルチェ

レストラン

【12月】

- ▶冬のグランドメニューに更新
- ▶志摩市との連携により、ディナータイムを「志摩の極上ディナー女子会」と称したイベントで貸切利用。志摩市産の食材を用いたコース料理を提供(12/8)
- ▶SAKE selection 2018 受賞酒による「三重の地酒飲み比べセット」を提供

【1月】

- ▶日本橋三越での初売り福袋で三重テラス食事券を販売。3年連続の取組(100枚完売)
- ▶種子繁殖型の新品種イチゴ「よつぼし」を使ったドルチェを期間限定で提供

【2月】

- ▶「333万人ありがとうキャンペーン」として、松阪牛ローストビーフ丼にドルチェとドリンクをセットにした3,330円のランチを提供(2/1~2/28)
- ▶三重ブランド「あおりふぐ」を用いた「ふぐのカルパッチョ」等をディナータイムで提供

DATA

1. 三重の魅力体験者の状況

※平成30年度(2018年度)~2022年度の運営における三重テラス成果指標

(単位:人)

	30年度計 (4/1~2/24)
ショップ	70,224
レストラン	26,698
イベントスペース	62,650
その他	9,222
合計	168,794

2. 売上状況

(税込・単位:千円)

	25年度計	26年度計	27年度計	28年度計	29年度計	30年度計 (4/1~2/24)	累計
ショップ	60,616	103,695	142,438	149,547	137,547	126,324	720,168
レストラン	46,030	96,513	106,107	114,137	105,419	101,064	569,270
合計	106,646	200,208	248,546	263,684	242,966	227,388	1,289,438

3. 来館者状況

(単位:人)

	25年度計	26年度計	27年度計	28年度計	29年度計	30年度計 (4/1~2/24)	累計
三重テラス来館者	275,243	566,521	674,256	743,074	668,847	528,472	3,456,413

* 数値は運報値であり、今後修正が生じる可能性があります。

* 端数処理の関係上、合計が一致しない部分があります。